



中古車規約遵守調査(訪問調査)を実施しています！

支払総額表示の徹底、消費者に信頼される適正な表示・販売をお願いします。

JU東京では、支払総額表示の徹底を目的として、12月より所属会員店の訪問調査を実施しています。調査によって見受けられました状況を一部紹介いたします。

プライスボードの表示

case

1

支払総額ではなく“現金販売価格”、“店頭渡し現金価格”で表示

規約違反

広告、店頭展示車、注文書等、すべての販売価格を「支払総額」の表示(内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示)に変更してください。

case

2

支払総額より、“車両本体価格”の文字を大きく表示している

規約違反

販売価格である「支払総額」を明瞭に表示する必要があり、「支払総額」の内訳である「車両価格」を、「支払総額」よりも大きく目立つように表示することはできません。不当な価格表示に該当します。

case

3

グーヤーカーセンサーには掲載、展示車にはプライスボードを表示していない

規約違反

一般消費者に直接販売する目的で展示する中古自動車には、邦文で外部から見やすい場所にプライスボードを明瞭に表示しなければなりません。

case

4

保証の有無、定期点検整備の有無、修復歴の有無のチェックがされていない

規約違反

販売する車両について、定期点検整備「付き」か「なし」か、保証「付き」か「なし」か、また、「保証付き」の場合にどのような内容の保証が付くかは、消費者が中古車を選択する際に大きな影響を及ぼします。したがって、これらに要する費用が「支払総額」に含まれているか、いないか等を明確にするため、「支払総額」の近接した箇所等に明瞭に表示してください。

case

5

古いプライスボード「車両価格」となっているものを使用している

規約違反

規約改正により、販売価格として「支払総額」を表示(併せて、内訳として「車両価格」、「諸費用」を表示)することになっただけでなく、その他にも、「定期点検整備の有無」については、「車両価格」に整備費用が含まれる場合、「定期点検整備付き」(含まれない場合「定期点検整備なし」)と表示することとなりました。したがって、これまで使用していたプライスボードの修正では、改正規約に対応しきれない可能性があるため、速やかにプライスボードの差し替え等の対応を行ってください。

注文書の表示

case

1

保証の有無、定期点検整備の有無、項目があるがチェックがされていない

規約違反

公取協規約において、保証の有無、定期点検整備の実施状況について注文書へ記載しなければならないと規定しています。

case

2

納車準備費用、リフレッシュ費用を請求

規約違反

「納車準備費用」等の本来「車両価格」に含まれるべき中古車を商品化するための費用を、「車両価格」に含めず別途請求した場合など、表示された価格で購入することができない場合は、「不当な価格表示」となります。

case

3

落札料、陸送費を請求

規約違反

オークション会場からの「陸送費」等、中古車の仕入れに要する費用は、「車両価格」に含まれるべきものであり、「諸費用」として別途請求することはできません。

case

4

環境性能割別途精算

規約違反

都道府県税事務所に確認を行う、あるいは、JU中販連がホームページで公開している「自動車税環境性能割 税額検索サービス」を確認する等した上で、必要な額を含めて表示してください。

case

5

リサイクル料金の表示を「リ済別」で表示

規約違反

リサイクル料金の表示も「支払総額」に対する表示となりますので、リサイクル預託金相当額を「車両価格」または「諸費用」に含めた上で、「支払総額には、車両価格の他、保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています」等、「支払総額」に含まれている旨を表示することが必要です。「リ済別」の表記は使用不可。

●マーク化した場合の表示例

【リ済込】リサイクル料金は預託済、預託金相当額が支払総額に含まれています。

【リ未廃】リサイクル料金未預託のため、廃棄時にリサイクル料金の支払いが必要です。

【リ 追】廃棄時にリサイクル料金の追加が必要な装備が含まれています。

case

6

お客様の要望により依頼されたオプション費用を諸費用として請求

支払総額に含まれる諸費用と、お客様の要望により依頼された費用は別に記載することが望ましい。